# ハザードマップと洪水時の避難に関する 現状と課題

# 水害ハザードマップ検討委員会(第1回) 平成27年12月14日

### 水防法の改正の概要 <平成27年5月20日公布、7月19日施行>

### 課題

近年、<u>洪水</u>のほか、 <u>内水\*\*・高潮</u>により、 <u>現在の想定を</u> 超える浸水被害が 多発



H26.8避難所2階の浸水 (徳島県)



H25.8梅田駅周辺の浸水 (大阪市)

※)内水…公共の水域等に 雨水を排水できないこと による出水。条文上は、 「雨水出水」。

### 方向性

想定し得る最大規模の 洪水に対する<u>避難体制</u> 等の充実・強化

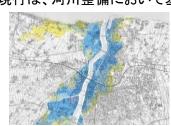
想定し得る最大規模の 内水・高潮に対する<u>避難</u> 体制等の充実・強化

下水道管理者と連携 した、<u>内水</u>に対する 水防活動の推進

#### 改正の概要

- ○:水防法改正 ◇:水防法•下水道法改正
- 現行の<u>洪水</u>に係る<u>浸水想定区域</u>について、 想定し得る最大規模の洪水に係る区域に拡充して公表

(現行は、河川整備において基本となる降雨を前提とした区域)







河川整備において基本となる降雨を前提

想定し得る最大規模の洪水に係る浸水想定区域

- 想定し得る最大規模の内水・高潮に係る浸水想定区域を公表する制度を 創設
- 〇内水・高潮に対応するため、 下水道・海岸の水位により<u>浸水被害</u> の危険を周知する制度を創設



高潮浸水想定区域

- ※「相当な損害を生ずるおそれ」がある箇所において実施することを想定
- ◇ <u>下水道管理者</u>に対し、水防計画に基づき水防管理団体が行う水防活動に協力することを義務付け

浸水想定区域 ··· <u>市町村地域防災計画</u>に、<u>洪水予報等の伝達方法、避難場所、避難経路等</u>が定められ、 <u>ハザードマップ</u>により、当該事項が<u>住民等に周知</u>されるとともに、 <u>地下街等の所有者等が避難確保等計画を定めること</u>等により、<u>避難確保等</u>が図られる。

→ 洪水予報等、浸水被害の危険を周知する制度と相まって、避難体制等を充実・強化

# 平成27年水防法改正に伴う拡充項目

	洪水予報	水位情報の 通知・周知 (特別警戒水位)	水防警報	浸水想定区域	ハザードマップ	
洪水	(第10条第2項) (第11条第1項)	(第13条)	(第16条)	(第14条) (第2なる降雨: 計画規模 <b>⇒想定</b> 最大規模)	(第15条第3項) (前提となる降雨: 計画規模⇒ <mark>想定</mark> 最大規模)	
内水 (雨水出水)	_	◎ (改正第13条の2)	1	◎ (改正第14条の2)	◎ (第15条第3項)	
高潮		◎ (改正第13条の3)	○ (第16条)	◎ (改正第14条の3)	◎ (第15条第3項)	
津波	_	_	(第16条)	☆ 【津波防災地域づく りに関する法律】	☆ 【津波防災地域づく りに関する法律】	

赤色太字は平成27年水防法改正による改正部分

# ハザードマップ作成までの流れ(水防法・津波防災地域づくりに関する法律)

洪水浸水想定 区域の指定 (国・都道府県) 【水防法第14条】 内水浸水想定 区域の指定 (都道府県・市町村) 【水防法第14条の2】 高潮浸水想定 区域の指定 (都道府県) 【水防法第14条の3】 津波浸水想定の 設定 (都道府県)

【津波防災地域づくりに 関する法律第8条】



津波災害警戒 区域の指定 (都道府県)

【津波防災地域づくりに 関する法律第53条】



【水防法第15条、津波防災地域づくりに関する法律第54条】



# ハザードマップを作成・周知(市町村)

【水防法第15条、津波防災地域づくりに関する法律第55条】

# 浸水想定の前提となる外力(水防法・津波防災地域づくりに関する法律)

▶ 浸水想定の前提となる外力として、各災害ともに最大クラスのものを用いる。

▶ 浸水想定の前提となる外力は、それぞれ以下の通り。

洪水	・ 想定し得る最大規模の降雨	水防法第14条
内水	・ 想定し得る最大規模の降雨	水防法第14条の2
高潮	・ 想定し得る最大規模の高潮	水防法第14条の3
津波	・最大クラスの津波	津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針(国土交通省告示)

- ※ 想定し得る最大規模の降雨: 日本を降雨特性が似ている15の地域に分け、それぞれの地域において観測された最大の降雨量(地域ごとの最大降雨量)により設定したもの
- ※ 想定し得る最大規模の高潮: 日本に接近した台風のうち、既往最大規模の台風を潮位偏差が最大となるよう経路を設定するとともに 最大となる潮位偏差と満潮位が重なるように設定したもの
- ※ 最大クラスの津波: 超長期にわたる津波堆積物調査や地殻変動の観測等をもとに設定される、発生頻度が極めて低いも のの発生すれば甚大な被害をもたらす津波

### 浸水想定区域図等の記載事項(水防法・津波防災地域づくりに関する法律)

- ▶ 浸水想定区域図等には、最大クラスの想定浸水区域・浸水深のほか、一部 災害については浸水継続時間や家屋倒壊危険ゾーンを示す。
- ✓ 法令等に基づき浸水想定区域図等に記載すべき事項は以下の通り。

洪	・ 想定最大規模降雨による浸水区域、浸水深	水防法第14条		
水	・ 浸水継続時間(想定最大規模降雨による)			
	・ 計画規模降雨による浸水区域、浸水深	水防法施行規則第2条		
	・ その他の降雨規模による浸水区域、浸水深	洪고경·사례수중남교佐국구 - 구비		
	<ul><li>・ 洪水時家屋倒壊危険ゾーン(想定最大規模降雨による)</li></ul>	洪水浸水想定区域図作成マニュアル		
内水	・ 想定最大規模降雨による浸水区域、浸水深	水防法第14条の2		
	・ 浸水継続時間(想定最大規模降雨による)			
	<ul><li>・主要地点(地下街出入口など住民の避難等に資する上で重要となる地点)における水深の継時変化</li></ul>	水防法施行規則第5条		
高	・ 想定最大規模高潮による浸水区域、浸水深	水防法第14条の3		
潮	• 浸水継続時間(想定最大規模高潮による)	水防法施行規則第8条		
	• その他の規模の高潮による浸水区域、浸水深	高潮浸水想定区域図作成の手引き		
津波	・ 最大クラスの津波による浸水区域、浸水深	津波防災地域づくりに関する法律第8条		

## 市町村地域防災計画に定めるべき事項(水防法・津波防災地域づくりに関する法律)

- ▶ 市町村地域防災計画には、避難に関する事項や洪水予報等の伝達事項を定める。
- ✓ 法令に基づき、洪水・内水・高潮の浸水想定区域または津波災害警戒区域の指定があった場合に、市町村地域防災計画に定めるべき事項は以下の通り。

洪水	•	洪水予報等の伝達方法			
小 内	•	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項			
水	•	洪水・内水・高潮に係る避難訓練の実施に関する事項	水防法第15条		
高潮	•	浸水想定区域内に存在する地下街等·要配慮者利用施設·大規模工場等の名 称·場所			
津波	•	津波に関する情報の収集・伝達や予報・警報の発令・伝達方法	津波防災地域づくりに		
汉	•	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項			
	・ 津波に係る避難訓練の実施に関する事項		関する法律第54条		
	•	津波災害警戒区域内に存在する地下街等・要配慮者利用施設の名称・場所			
_					

# ハザードマップの記載事項(水防法・津波防災地域づくりに関する法律)

- ▶ 市町村地域防災計画に記載した避難に関する事項等は、ハザードマップに て住民等へ周知する。
- ✓ 洪水・内水・高潮の浸水想定区域の指定または津波災害警戒区域の指定があった 場合に、ハザードマップに記載すべき事項は以下の通り。

洪	• 想定最大規模降雨/高潮による浸水想定区域・水深を示した図面	水防法施行規則第11条	
水	<ul><li>・ 洪水予報等の伝達方法</li></ul>		
内	・ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項		
水	・ 洪水・内水・高潮に係る避難訓練の実施に関する事項	水防法第15条	
高潮	• 浸水想定区域内に存在する地下街等·要配慮者利用施設·大規模工場等 の名称·場所		
	<ul><li>土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域</li></ul>		
津	• 津波災害警戒区域・同区域における基準水位を示した図面	津波防災地域づくりに関す る法律施行規則第30条	
津波	・ 津波に関する情報の伝達方法	津波防災地域づくりに関す	
	・ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項	る法律第55条	

ハザードマップは、「印刷物の配布その他の必要な措置」※1や「インターネットの利用その他の適切な方法」※2により、周知する必要がある。

※1:水防法第15条、津波防災地域づくりに関する法律第55条

※2:水防法施行規則第11条、津波防災地域づくりに関する法律施行規則第30条

# ハザードマップの改訂の歴史と主な改訂内容(~平成26年度)

主な内容

概要

	平	<b>似安</b>	土は内谷		
	H5	「洪水ハザードマップ作成の推進」 「洪水ハザードマップ作成要領」通知	市町村に対しハザードマップの作成を促す		
•11	H13	水防法の改正	浸水想定区域および浸水深を公表することが位置づけられた それらを踏まえてハザードマップの作成を推奨(努力義務)		
洪水		「洪水ハザードマップ作成要領」の改訂	浸水想定区域を取り込んだハザードマップの作成		
水	H17	水防法の改正	主要な中小河川でも浸水想定区域を指定、洪水予報等の伝達方法や避難所などをハザードマップで周知することを義務化		
		「洪水ハザードマップ作成の手引き」公表	洪水予報等の伝達方法などをハザードマップに記載		
	H25	「洪水ハザードマップ作成の手引き(改訂版)」 公表	「洪水ハザードマップ作成に関する検討委員会」により、住民の的確な避難行動 につなげるために、浸水深の閾値の変更や家屋倒壊危険ゾーンを記載するなど 実践的な洪水ハザードマップの作成方法を記載		
	年	概要	主な内容		
内	H18	「内水ハザードマップ作成の手引き(案)」公表	「下水道都市浸水対策技術検討委員会」により、重要なソフト対策として内水ハザードマップが位置づけられ、「内水ハザードマップ作成の手引き検討会」での議論を経てとりまとめた。		
水	H20	「内水ハザードマップ作成の手引き(案)」改訂	「内水ハザードマップ作成の手引き検討会」での議論を経て、浸水シミュレーションを行うための十分なデータがなくても地形情報や浸水実績を活用して内水浸水想定を行う手法等を追加		
	H21	「内水ハザードマップ作成の手引き(案)」改訂	「内水ハザードマップ作成の手引き検討会」での議論を経て、住民に効果的に理解されるような公表方法や浸水対策計画等の作成や活用方法等を追加		
	年	概要	主な内容		
高潮	H16	・「津波・高潮ハザードマップマニュアル」公表	ハザードマップ作成の全国的な推進を目指し、標準的な事項をとりまとめた		
津	H17	・「津波・高潮ハザードマップマニュアル」改訂	H16公表以降の検討や地方公共団体の実際の取り組み等の調査結果を踏まえ て改定		
波	H23	•津波防災地域づくりに関する法律	最大クラスの津波による浸水想定の設定及び津波災害警戒区域におけるハサート、マップ。作成の義務化等 9		

### ハザードマップ作成の手引きの現状

- ▶ 記載内容は、「総則」、「作成方法」、「利活用」の3つに大きく分けられる。
- のハザードマップの記載内容」が示されている。 ▶ 手引きに浸水想定区博図等の作成方法が記載されているものもあるが、法に基づく浸水想定区

詳細にみていくと、洪水では「広域的な避難計画」、津波・高潮では「住民避難用及び行政用

▶ 手引きに浸水想定区域図等の作成方法が記載されているものもあるが、法に基づく浸水想定区域図等の作成方法については、別途マニュアルが整備されている。

内水ハザード゙マッフ作成の基本

4.3. 記載項目

#### 洪水 H25 第1章 総則 1.1 洪水ハザードマップ作成の手引きの目的

- 1.2 洪水ハザードマップの定義 1.3 本手引きの適用範囲
- 第2章 洪水ハザート・マップの作成
- **第2草 洪水ハサート マッフ の作成** 2.1 洪水ハザードマップの作成にあたって
- 2.2 基本事項の検討
- 2.3 記載事項の検討 2.4 作成時の留意事項
- 2.5 広域的な避難計画
- 第3章 洪水ハザードマッフ作成にあわせて 実施することが望まれる活動
- 3.1 市町村ホームページにおける洪水ハザード マップの公表3.2 洪水ハザードマップの解説及び説明会の実施
- 3.3 洪水ハザードマップの定着のための取り組み
- 3.4 洪水ハザードマップを利活用した取り組み 3.5 避難の実効性を高めるための工夫
- 3.6 防災学習・防災教育
- ✓ 内水浸水想定区域図の作成方法については、 「内水浸水区域図作成の手引き」(平成27年
- 7月)に記載されている。 ✓ 高潮浸水想定区域図の作成方法については、
- 「高潮浸水想定区域図作成の手引き Ver.1.00」 (平成27年7月)に記載されている。
- ✓ 津波浸水想定の設定方法については、 「津波浸水想定の設定の手引き ver2.00」

(平成24年10月) に記載されている。

#### 内水 H21

### 第1章 総則

第2章

- 1.1 目的 1.2 定義 1.3 適用範囲
  - 1.4 対象とする浸水1.5 内水ハザードマップの必要性
  - 1.3 内外ハリードマソノの必安に
  - 1.6 検討手順 1.7 用語の定義

## 方針の検討

- 2.1 検討手順 2.2 基礎調査 2.3 排水区域の特徴の把握
- 2.4 基本方針の検討 2.5 基本諸元の設定 第3章 内水浸水想定区域図の作成

#### 第4章 内水ハザードマップの作成

- 4.1 内水ハザーデマップの作成 4.2 基本事項の検討
- 4.4~4.8 共通項目·地域項目
- 4.9 作成範囲 4.10 縮尺と形態 4.11 住民等からの意見の反映
- 4.12 他計画との整合
- 第5章 内水ハサート・マップの公表・活用 5.1 公表方法 5.2 活用方法

### 第6章 内水ハザードマップの見直し

6.1 内水ハサート・マップ作成後の調査 6.2 内水ハサート・マップの見直し

#### 津波•高潮 H17

- 第1章 津波・高潮ハザート"マップの必要性と位置付け 1.1 津波・高潮に対する防災対策の現状
- 1.2 津波・高潮に対する防災対策の課題
- 1.3 津波・高潮に対する防災対策の方向性
- 1.4. 津波・高潮防災対策におけるハザードマップの位置付けと役割
- 第2章 津波・高潮ハサート"マップの概要 2.1 津波・高潮ハザードマップの作成目的
- 2.2 津波・高潮ハザードマップの作成も的
- 2.3 津波・高潮ハザードマップの整備主体と役割分担 2.4 ハザードマップの形態及び表現
- 2.4 ハサートマッノの形態及び表現 2.5 津波・高潮ハザードマップの作成手順
- 2.5 津波・局潮ハサートマッノの作成。 2.6 ハザードマップの避難時の活用
- 2.6 ハザードマップの避難時の活用
- 第3章 浸水予測区域の検討方法 第4章 浸水予測結果からの津波・高潮ハザート"マッ
- プ作成方法 4.1 目的別ハザードマップのあり方
- 4.2 住民避難用ハザードマップの記載内容
  - 4.3 行政用ハザードマップの記載内容 4.4 ハザード情報(津波・高潮浸水危険度)の表現方法
  - 第5章 津波・高潮ハザードマップの周知、住民理解、利活用
- 5.1 津波・高潮危険度の周知
- 5.2 住民理解促進方策
- 5.3 津波・高潮対策における津波・高潮ハザードマップの利活用 5.4 津波・高潮ハザードマップの検証及び見直し
- 5.5 整備促進方策
- 10

# ハザードマップの整備状況 -国土交通白書2015-

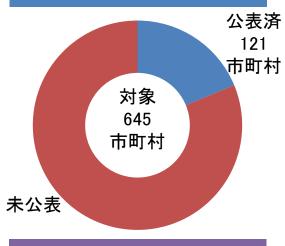
▶ 洪水、津波、内水、高潮の順にハザードマップの整備率が高い。

▶ 水防法改正に伴い、想定し得る最大規模の外力にて浸水想定区域を作成し直す必

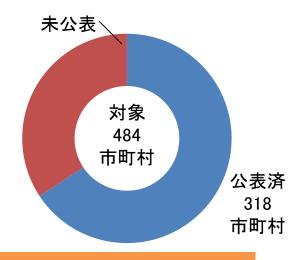
要がある。 未公表



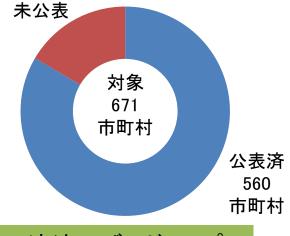
### 洪水ハザードマップ



高潮ハザードマップ



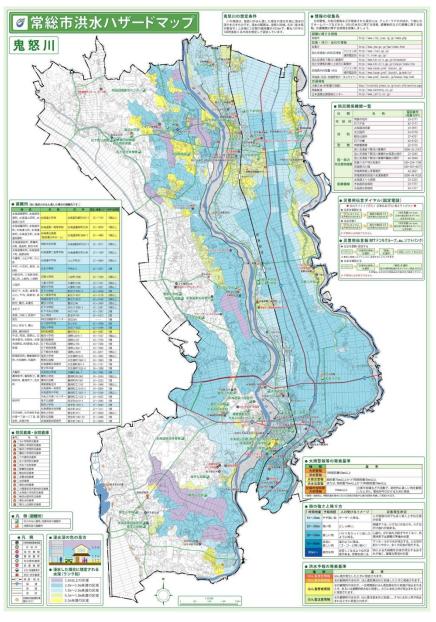
#### 内水ハザードマップ



津波ハザードマップ

# 現在のハザードマップの事例(洪水)

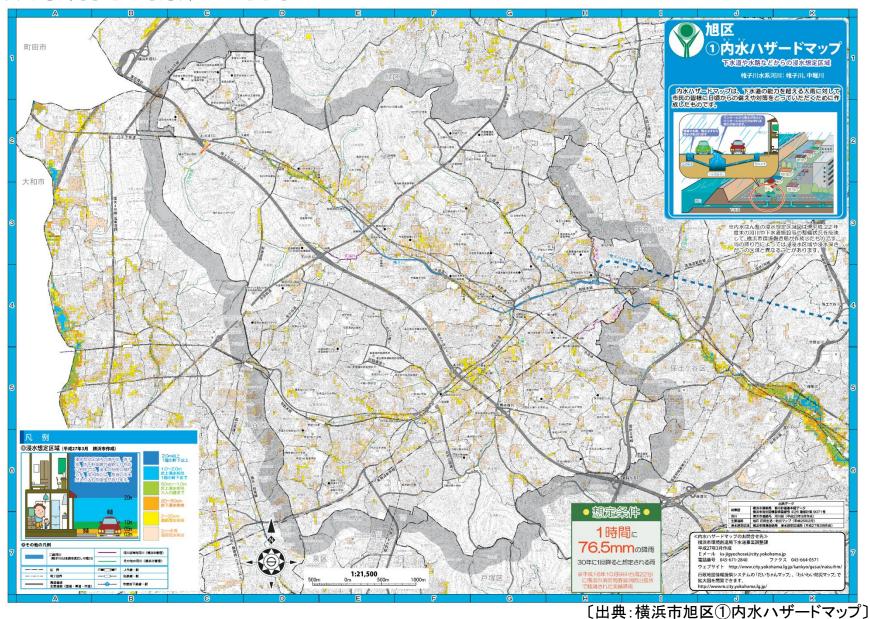
### 常総市(茨城県) ~常総市洪水ハザードマップ(鬼怒川)~



〔出典:常総市 洪水ハザードマップ-鬼怒川-〕

# 現在のハザードマップの事例(内水)

### 横浜市(神奈川県) ~内水ハザードマップ~



# 現在のハザードマップの事例(津波)

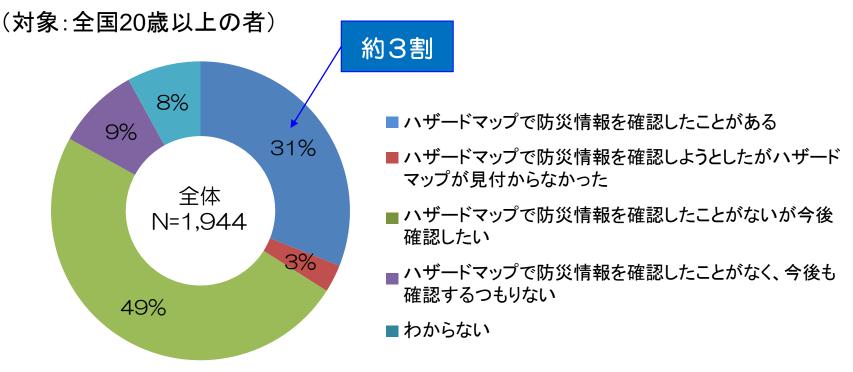
### 川崎市(神奈川県) ~川崎市津波ハザードマップ~



## ハザードマップの認知度

➤ハザードマップで防災情報を確認したことがあるのは、3割程度である。





〔引用/防災に関する特別世論調査-平成22年1月21日-(内閣府政府広報室)〕

# ハザードマップを活用した取組事例

- ➤取組事例については、例えば、以下のようなものがある。
  - 防災訓練
  - 災害に強いまちづくりの検討
- 防災教育 学習
- ・避難施設等の見直し、整備の検討

取組事例	具体例	取組主体	取組概要
防災訓練	集中豪雨から命を守 るプロジェクト	福島県、関係市町村	県が市町村に対して、洪水ハザードマップを 活用した避難訓練運営への技術的助言等
	ハザードマップを活用 した訓練	取手市、取手市南 町自主防災会、国 土交通省	堤防決壊を想定した訓練を実施し、ハザード マップを活用して、住民避難を検討
	ハザードマップを活用 した避難訓練	燕市	避難訓練実施当日に洪水ハザードマップを 活用した振り返り会を実施
防災教育• 学習	防災キャンプでハ ザードマップを活用	見附市、見附市教 育委員会	子供たちが実際の避難所に寝泊まりしたり、 ハザードマップを見ながら、自分の住んでい る地域を歩き、避難経路などを確認
	下校途中の避難訓練	三重県旧紀勢町 の小中学生	小中学校の下校時にサイレンを鳴らし、津波 ハザードマップに記載されている最寄りの避 難所へ避難する

# ハザードマップを活用した取組事例

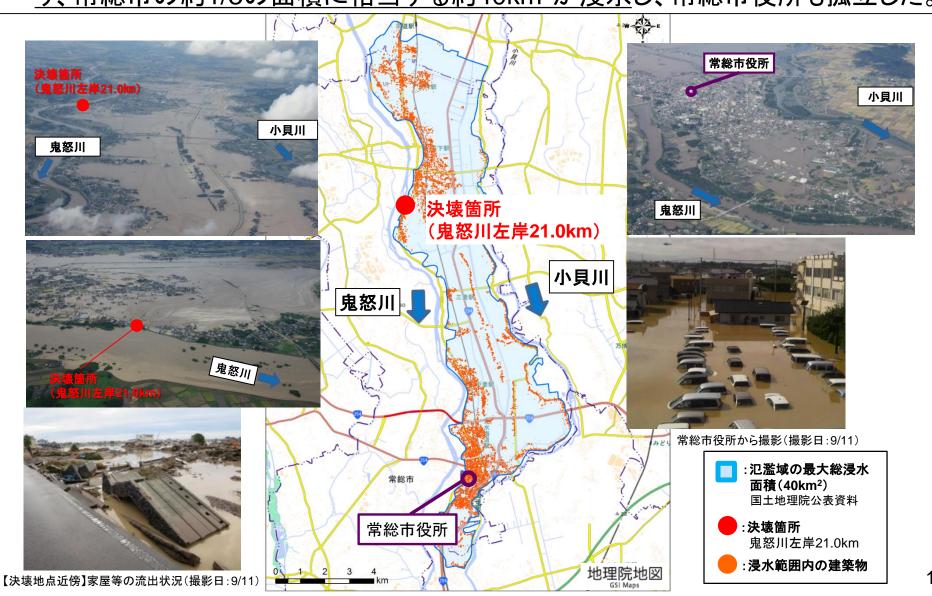
取組事例	具体例	取組主体	取組概要
避難施設 等の見直 し・整備の 検討	自主防災組織により避 難経路を整備した事例	和歌山県串本町	津波避難マップから、津波が起きたら一番近い高台逃げるのに望ましい避難路がないため、自主防災組織が2年をかけて避難路を 整備
	津波避難施設の整備を 検討した事例	静岡県吉田町	津波ハザードマップを基に、浸水区域を区分し、適当な避難施設が存在しない街区への 津波避難施設の整備を検討している。
	避難施設等の整備方針 を策定した事例	宮城県	津波避難ビル設定の考え方や避難誘導サインの設置場所等についてイメージ図を作成
災害に強いまちづく	災害に強いまちづくり推 進	戸田市	自治会単位で洪水ハザードマップを活用し、 住民版地域防災計画作成の手引きを作成
りの検討   	建築物の構造制限を実 施している事例	愛知県名古屋市	伊勢湾台風での浸水範囲を踏まえ、臨海部 防災区域を指定し、建築物の1階の高さや構 造などを制限している
	津波の浸水実績を踏ま えてまちづくりを実施	宮城県 本吉郡南三陸町	東日本大震災の浸水実績等に基づき、沿岸 地域をゾーニングし、ゾーンごとの土地利用 の方針を示している。

➤ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 洪水:77%、内水:約56%、津波:61%(H26年度)

# 平成27年関東・東北豪雨で明らかになった課題

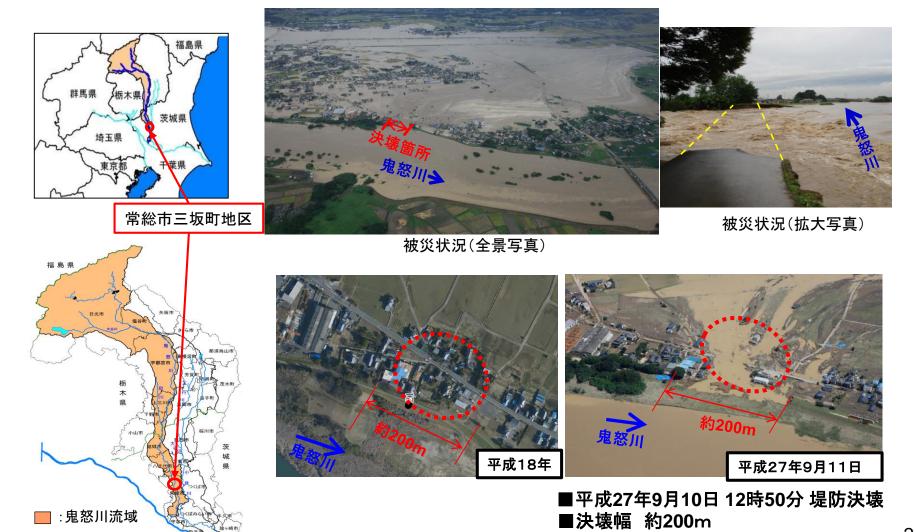
### 鬼怒川の氾濫による浸水状況

▶ 常総市三坂町地先(鬼怒川左岸21.0km付近)における<u>堤防決壊等に伴う氾濫により、常総市の約1/3の面積に相当する約40km²が浸水</u>し、常総市役所も孤立した。



## 氾濫流による家屋の倒壊・流失

堤防決壊箇所の周辺では、<u>氾濫流により多くの家屋が倒壊・流失</u>した。



# 避難の遅れと長時間・広範囲の浸水による多数の孤立者の発生

- ➤ 宅地及び公共施設等の<u>浸水が概ね解消するまでに10日</u>を要した。
- ▶ 避難の遅れ等により、多くの住民が孤立し、約4,300人が救助された。



毎日新聞社

# 常総市からの避難

- ▶ 鬼怒川の堤防決壊・溢水を受けて、多数の避難者が発生した。
- 交通渋滞により、市内の避難場所への避難が困難となったことから、隣接市に 依頼し、避難場所を設定した。



避難者数 1,786人 市内 840人 市外 946人 (9月18日11時現在)

茨城県災害対策本部10月7日16時以前の 報道発表資料より常総市関連を抜粋

🏓 :避難場所(常総市)

🔾 :市外避難場所(下妻市、つくば市、つくばみらい市)

🛕 :市外避難場所(坂東市、守谷市)※

※常総市民が自主避難したことにより開設

:浸水範囲

# 平成27年関東・東北豪雨で明らかになった避難・ハザードマップに関する課題

- ▶ 平成27年関東・東北豪雨で明らかになった避難やハザードマップに関する課題については、社会資本整備審議会の答申(平成27年12月)において以下のとおり整理されている。
  - ✓ 住民等に対し、堤防の決壊に伴う氾濫流により家屋の倒壊等のおそれがある区域 (家屋倒壊危険区域)、浸水深が大きい区域、長期間浸水が継続する区域からの立 ち退き避難を強力に促す必要がある。
  - ✓ <u>広域避難について事前に十分な準備</u>がなされなければ、より大規模な氾濫やより多数の避難者が発生した場合には、避難が間に合わなくなることも想定される。
  - ✓ 家屋の倒壊・流失、長期間の浸水という水害リスクが住民等に十分に伝わっていないため、前述の避難行動だけでなく、住まい方や土地利用等にも活かされていない。
  - ✓ 河川ごとに提供されている<u>水害リスクに関する情報を土地ごとの情報として提供する</u>ことにより、自分が住んでいる場所等の情報として入手しやすくすること(中略)等、ソフト対策について、これまでの<u>河川管理者等の行政目線のものから住民目線のもの</u>へと転換するべきである。

※社会資本整備審議会 答申「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について ~社会意識の変革による「水防災意識社 会」の再構築に向けて~」(平成27年12月)より抜粋

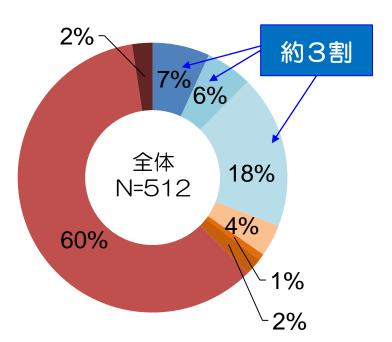
23

# 平成27年 関東・東北豪雨におけるハザードマップの活用状況

▶ 常総市では、ハザードマップ作成時(平成21年)に全戸配布していたが、ハザードマップを見たことがあるのは、約3割であった。

### ●平成27年関東・東北豪雨に関するアンケート調査

Q. ハザードマップを見たことはありますか?



- 家族でハザードマップの内容を確認している
- ハザードマップを見て自分の家がどの程度浸水する可能性があるかわかっている
- ハザードマップを見たことはあるが、どこにしまって あるかわからない
- ハザードマップをしまってある場所はわかっている が内容は見ていない
- 大雨時や緊急時に見るからよい
- ハザードマップを見なくても自分の家がどの程度 浸水する恐れがあるかわかっている
- ハザードマップを知らない、見たことがない。
- 未回答

対象:浸水地域または避難勧告や避難指示が発令された地区に居住し、当日いた常総市の住民

(住居分布に対して均等にサンプリング)

〔H27中央大学河川・水文研究室調べ(速報値)〕

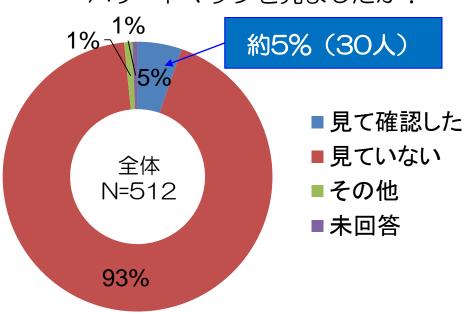
### 平成27年 関東・東北豪雨におけるハザードマップの活用状況

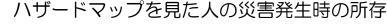
▶ 一方、水害発生時にハザードマップを見て確認したのは、5%であった。

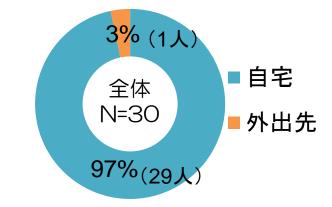
#### ●平成27年関東・東北豪雨に関するアンケート調査

#### Q. 災害発生時に

ハザードマップを見ましたか?







〔H27中央大学河川・水文研究室調べ(速報値)〕

# ハザードマップと洪水時の避難に関する現状と課題

⑤想定最大規模の外力における避難のあり方

今後の検討課題		1回  14日)	第2回 (1月下旬)	第3回(3月上旬)				
1. 利用者目線に立ったハザードマップの改善								
(1) 利用者目線に立った水害ハザードマップの表示方法と利活用シチュエーション		課取題						
①ハザードマップの見やすさに着目した表示方法の整理 ②ハザードマップの危険度の閾値、配色等の災害種別間の統一 ③異なる災害種別・複数河川等が関係する場合のハザードマップの表示方法 ④ハザードマップの利活用シチュエーションに応じた表示方法・媒体の整理	ハザードマップ	取組方針 ―――	水害ハザードマツ	水害ハザードフ				
⑤ 避難方法(避難経路、手段)や家屋倒壊危険区域、広域避難等に関するハザードマップへの表示方法 ⑥ 住民等の適切なタイミングでの避難判断を支援するハザードマップのあり方 ⑦ 外国語対応 ⑧ 小規模自治体におけるハザードマップ作成の支援、底上げ	に関する現状と課題、		取組方針 課題から見た で成の手引き(仮称	作成の手引き(仮称)				
(2) ハザードマップの活用・認知度向上に向けた取組	関東		,					
① 自治会、自主防災組織との連携、防災訓練、学校教育との連携方策 ② 住民等が自ら手を動かすような取り組み ③ ハザードマップを含めたソフト対策について優良事例の水平展開のための施策、 仕組み検討	・東北豪雨で明られ		取組方針 たたき台	素案				
2. 想定最大規模の水害を踏まえた避難方法	かにな							
<ul><li>① 避難勧告ガイドラインにおける避難の考え方</li><li>② 立ち退き避難が必要な区域の考え方について</li><li>③ 屋内安全確保について</li><li>④ 広域避難について</li></ul>	った課題		から見た 組方針	想定最大 規模の水 害を踏まえ た避難の 考え方 (案)				